消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)について

平成26年6月の消費者安全法(平成21年法律第50号)の改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定されました。

本市では、平成31年3月に「大阪市消費者安全確保地域協議会」を設置し、関係機関・団体と連携して大阪市における消費者安全の確保のための取り組みを進めています。

【大阪市消費者安全確保地域協議会 関係機関·団体】

- 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
- ・一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会
- 大阪府警察本部
- 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課
- ・大阪市消費者センター

【会議の開催状況】

平成31年度(令和元年度) 7月開催

(主な議題)

- ・大阪市における消費者安全確保の取り組み紹介
- ・関係機関の取り組み紹介

〈社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〉

大阪市・区社会福祉協議会の事業、見守りネットワークにおける取組等

〈一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会〉

高齢消費者被害防止キャンペーン、指導者研修会、機関紙、ビラの配布等 〈大阪府警察本部〉

おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター、特殊詐欺対策電話機器、 民間と連携したビラ作成、NTT特殊詐欺対策サポートダイヤル等

〈大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課〉

大阪市成年後見支援センター、成年後見制度相談窓口等

〈大阪弁護士会〉※オブザーバー参加

高齢消費者被害対策プロジェクトチーム、訪問販売お断りステッカー配布、 高齢消費者講座への講師の無償派遣、地域で防ごう消費者被害大阪交流会等

【消費者安全確保地域協議会 設置済地方公共団体】(令和元年8月末日現在)

設置自治体数:230 自治体(うち5万人以上の市区:109 自治体)

- ※8 月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会
- ※広域連携による設置を含みます。

大阪市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第11条の3第 1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、大阪市消費者安全確保地域協議 会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)が連携し、大阪市における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)消費者被害の防止及び消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りの推進等の取組に関して協議すること。
 - (2) 消費者被害の防止及び消費者安全の確保に関する情報の交換及び相互の連絡調整を図ること。
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。

(会議)

第5条 協議会は、大阪市消費者センター所長が招集して開催するものとし、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成員及び前条に規定する者は、法第11条の5の規定に基づき、協議会の活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大阪市消費者センターにおいて行う。

附則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

	77132
関係機関等	
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	
一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会	
大阪府警察本部	
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課	
大阪市消費者センター	